

滋慶医療科学大学 ハラスメント防止規程

(目的)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、本学の内外における本学の学修、教育研究又は就業に関わる場において、教職員又は学生を主体又は客体として行われる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 学修、教育研究又は就業における関係を利用して、他の者に対し、性的な発言、行為等によって不快感又は不利益を与える行為
- (2) アカデミック・ハラスメント 教育研究の場における優越した立場にある者が、その地位を利用して、下位にある者に対し、不適切で不当な発言、行為等によって身体的又は精神的な苦痛を与える行為
- (3) パワー・ハラスメント 学修、教育研究または就業の場における優越した立場にある者が、その地位を利用して、下位にある者に対し、不適切で不当な発言、行為等によって身体的又は精神的な苦痛を与える行為
- (4) モラル・ハラスメント 他の者に対し、不適切で不当な発言、行為等によって人格又は尊厳を傷つけたり、身体的又は精神的な苦痛を与える行為
- (5) マタニティ・ハラスメント 妊娠・出産に伴う就業制限や休業、学修時間の制約などにより業務や研究に支障をきたすことを理由として、身体的又は精神的な苦痛を与える行為

2 ハラスメントの行為者とされた者（以下「行為者とされた者」という。）の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

- (1) 行為者とされた者が前各号の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。
- (2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

3 この規程において、「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントのため学修環境、教育研究環境又は就業環境が害されること並びにハラスメントへの対応に起因してその学修条件、教育研究条件又は就業条件につき不利益を受けることをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関し総括するものとする。

(教職員及び学生の責務)

第4条 教職員及び学生は、ハラスメントのない健全で快適な学修環境、教育研究環境及び就業環境を維持することに努めなければならない。

2 職員を監督する地位にある者は、良好な学修環境、教育研究環境及び就業環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止に努めなければならない。

(委員会)

第5条 ハラスメントの防止等については、人権問題及びハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) ハラスメント防止のための啓発活動の企画及び実施

- (2) 苦情相談に係る事実関係の調査
- (3) 苦情相談に係る対処方針の検討
- (4) 再発防止策の検討
- (5) その他委員会が必要と認める事項

3 委員会は、前項各号に掲げる事項を行ったときは、その内容を学長に報告するものとする。

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専任の教授、准教授、講師及び助教から若干名
- (2) 専任の事務職員から若干名
- (3) その他委員会が必要と認めた者

第7条 前条第1号及び第2号の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

第8条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
(相談員)

第9条 本学に、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次の各号の者をもってあてる。

- (1) 専任の教員の中から学長の指名する者 2名
- (2) 学長が指名する事務職員
- (3) その他学長が必要と認める者

3 相談員は、学長が委嘱する。

4 苦情相談を受けるに当たっては、原則として複数の相談員で対応しなければならない。

5 苦情相談を受けるに当たっては、苦情相談を行う者と同性の相談員が同席するよう努めなければならない。

6 相談員は、当該苦情相談に起因する問題について和解のための調整を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。

7 相談員は、苦情相談に係る具体的事項を委員会に報告しなければならない。

(措置)

第10条 学長は、委員会の報告に基づき、必要があると認める場合は、苦情相談を行った者の学修環境、教育研究環境及び就業環境の改善等の措置を速やかに行うものとする。

2 学長は、委員会の報告に基づき、必要があると認める場合は、関係者からの事情聴取その他の調査（以下「調査」という。）を行う調査委員会を設置し、調査を行う。

3 学長は、調査委員会の報告に基づき、必要があると認める場合は、ハラスメントに該当する行為を行ったと認められる者に対して、所定の手続きを経た上で、懲戒処分その他の措置を行うものとする。

(調査委員会)

第11条 前条第2項の規定による調査委員会は、次の各号の委員で組織し、委員長は委員の互選により選任する。

- (1) 学長が指名する教職員 若干名
- (2) 学長が必要と認める者 若干名

- 2 調査委員会は、必要に応じて弁護士等の専門家を加えるとともに、特定の性に偏らないよう配慮するものとする。
 - 3 委員の任期は、学長に最終の報告を行い、解散するまでとする。
 - 4 調査委員会は、学長から諮問を受けた苦情相談に関する事実関係の調査、被害者に対する救済措置及び加害者に対する措置等の提言、その他事案の解決に必要な措置について提言を行うものとする。
 - 5 調査委員会は、前項の調査結果を調査委員会設置後 90 日以内に学長に報告するものとする。
(プライバシー等の保護)
- 第 12 条 ハラスメントに起因する問題への対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシーや名誉その他人権に十分配慮しなければならない。
- 2 相談員及びハラスメントに起因する問題の対応に関わる者は、その任務遂行にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任務を退いた後も同様とする。
(不利益取扱いの禁止)
- 第 13 条 ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした学生又は職員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。
(事務)
- 第 14 条 委員会及びハラスメントの防止等に関する事務は、本学事務局が行う。
(雑則)
- 第 15 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 9 月 11 日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成 30 年 12 月 12 日から改正施行する。
- 5 この規程は、2020 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 この規程は、2021 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 7 この規程は、2021 年 12 月 8 日から改正施行する。
- 8 この規程は、2025 年 4 月 1 日から改正施行する。